

新井郷川浄化センター太陽光発電設備導入（PPA）事業
 プロポーザルに対する質問への回答

令和8年5月 環境政策課

No.	資料の種類	該当箇所	質問	回答	回答日
1	仕様書	別紙2 電気料	30分データの提供は可能でしょうか。自家消費シミュレーションに必要となります。	<p>「新井郷川浄化センター太陽光発電設備導入（PPA）事業」実施事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）「10 資格の確認等」に記載のとおり、参加申込みをした者全員に対し、令和8年3月18日（水）までに参加資格の確認結果の通知を電子メールで行うとともに、参加資格を有している者には、上限単価、電力の30分デマンドデータ値を提供します。</p> <p>なお、参加資格結果通知は随時行います。</p>	R8.2.27
2	実施要領	P1 4 対象施設	30分デマンドデータ平均の最小値が公表されているが、この30分値は消化ガス発電機で消費した電力量は含まれていないという認識で良いか。また、契約電力に関しても系統消費分の値という認識で良いか。（実際には+「消化ガス発電分の消費電力量」があるという理解）	<p>30分デマンドデータは、電力会社から購入している数値なので、消化ガス発電は含まれません。</p> <p>契約電力も電力会社との契約電力のため、系統消費分の値になりますが、消化ガス発電設備が停止することも踏まえ、場内の全消費電力を見込んだ契約電力にしています。</p>	R8.3.10

新井郷川浄化センター太陽光発電設備導入（PPA）事業
 プロポーザルに対する質問への回答

令和8年5月 環境政策課

No.	資料の種類	該当箇所	質問	回答	回答日
3	仕様書	P3 4設備の 設置(2)エ	<p>消化ガス発電設備の稼働を優先させることとあるが、消化ガス発電設備5台の稼働に際するアルゴリズムを知りたい。例えば、需要電力量によって稼働台数が段階的に増えていく仕様の場合、需要電力量は系統受電分+消化ガス発電分の合計値が基準になるという理解でいいのか。詳しく知りたい。</p>	<p>お見込みのとおり、系統受電分+消化ガス発電分の合計値を基準として逆潮流しないよう消化ガス発電機の運転台数制御をしています。</p>	R8.3.10
4	仕様書	P4 4設備の設 置(2)ク	<p>施設側のキュービクル等の改修工事は事業者負担で行うこととありますが、メーカー指定の特約店等でないと改修工事に伴い保証が外れる等の支障はありますか。</p> <p>必要に応じ事業者側でキュービクルメーカー、指定施設電気管理業者等に確認が必要な場合は連絡先等を教えてもらうことは可能でしょうか。</p>	<p>工事等に伴う保証の取扱いについては、キュービクルの製造者等に確認をお願いします。</p> <p>なお、当該製造者等への連絡が必要な場合は、環境政策課へ連絡願います。</p>	R8.4.3
5	仕様書	別紙3 配置図	<p>太陽光パネル設置可能場所①について、本事業用に整地がされている状態だが、事業期間中の除草費用については事業費に見込む必要はございますでしょうか。</p>	<p>太陽光発電設備の敷地として使用許可する部分の除草を含む維持管理は、PPA事業者で行っていただきます。</p> <p>また、設置可能場所①の周辺の土地については、施設がないため、県側で除草はしません。</p>	R8.4.3

新井郷川浄化センター太陽光発電設備導入（PPA）事業
 プロポーザルに対する質問への回答

令和8年5月 環境政策課

No.	資料の種類	該当箇所	質問	回答	回答日
6	仕様書		No.1水処理棟電気室等のみ のデマンドデータの提供は可能 でしょうか。	1時間毎の消費電力量の記 載がある日報（紙ベース）の 貸し出しは可能です。 貸し出しを希望される方 は、環境政策課へ連絡願いま す。	R8.4.3
7	仕様書	P3 4設備の 設置(2)ウ	センター側に起因する長期 の発電停止が発生するような 場合は、PPA期間の延長など 協議していただけますでしょ うか。	協議することは可能です。	R8.5.1
8	仕様書	P4 4設備の 設置(2)キ	「県側設備を共用する場 合、県側設備の更新・修繕等 で事業者側設備に変更が生じ る場合は事業者負担とす る。」とありますが、具体的 にはどのようなケースを想定 されますか。 その場合、別紙「リスクと 責任分担表」に記載の「用途 の変更等、県の責による事業 内容の変更」には該当しない のでしょうか。	県が通常行う施設の維持管 理・更新（電気設備更新、法 令対応、老朽化対策等）によ るものを想定しています。 これらは、施設用途やPPA 事業の条件・規模を変更する ものではなく、通常想定され る管理行為の範囲であるた め、事業リスクとして事業者 負担を基本としています。 一方、別紙に記載の「用途 の変更等、県の責による事業 内容の変更」は、施設用途の 変更や事業条件そのものに影 響を及ぼす判断など、PPA事 業の前提が実質的に変わる場 合を想定しており、本条項の 対象とは整理が異なります。 影響の程度が大きい場合 は、個別に協議のうえ対応し ます。	R8.5.1

新井郷川浄化センター太陽光発電設備導入（PPA）事業
 プロポーザルに対する質問への回答

令和8年5月 環境政策課

No.	資料の種類	該当箇所	質問	回答	回答日
9			<p>施工範囲および周辺の既存埋設状況を正確に把握し、事故防止および見積精度を向上させるため、既設の埋設配管図（インフラ図面等）をご提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>新井郷川浄化センター書庫に保管している過去の工事図面により、埋設配管を確認いただくことは可能です。</p> <p>過去の工事図面の貸し出しを希望される方は、環境政策課へ連絡願います。</p> <p>なお、貸し出しに当たっては、事業者において同書庫から当該図面を探していただく必要がある旨、ご承知おき願います。</p>	R8.5.1
10			<p>本工事の施工にあたり、建物全体の全館停電を伴う作業の要否についてご教示ください。</p> <p>また、停電が必要な場合、実施可能な時間帯（夜間・休日等）や制限事項があれば併せてお教えてください。</p>	<p>停電は可能ですが、流入量の多い梅雨、台風時期及び処理が安定しない12月～2月は極力避けてください。</p> <p>停電可能な時間帯は、原則正午から3時間程度となります。</p> <p>又、停電日を連続することはできません。1週間程度空ける必要があります。</p>	R8.5.1
11			<p>工程管理および既存設備への影響を最小限にするため、系統別の部分停電による施工は可能でしょうか。</p> <p>盤の構成や運用上の制約により、部分停電が不可（全館停電のみ）となる箇所があればご教示ください。</p>	<p>サブ変電所単位での部分停電は可能ですが、処理場の一部を停電させるため処理が滞ることとなるので、結果として全停電と同様、時間制限（正午より3時間程度、停電日の連続不可等）があります。</p>	R8.5.1

新井郷川浄化センター太陽光発電設備導入（PPA）事業
 プロポーザルに対する質問への回答

令和8年5月 環境政策課

No.	資料の種類	該当箇所	質問	回答	回答日
12			<p>土工および架台設置工事（基礎含）の検討にあたり、過去の地盤改良実績や地質調査データ（柱状図等）を頂けますと幸いです。</p> <p>存在する資料がある場合は、縦覧もしくは配布の可否についてご確認をお願いいたします。</p>	<p>新井郷川浄化センター書庫に保管している過去の工事図面により、埋設配管を確認いただくことは可能です。</p> <p>過去の工事図面の貸し出しを希望される方は、環境政策課へ連絡願います。</p> <p>なお、貸し出しに当たっては、事業者において同書庫から必要図面を探していただく必要がある旨、ご承知おき願います。</p>	R8.5.1
13			<p>敷地西側の設置可能場所①において、現地視察時に敷鉄板が敷設されていました。</p> <p>この敷鉄板は、事業者側の費用で移設するのか、貴県にて移設をいただけるのかお教えください。</p>	<p>県にて撤去を行います。</p>	R8.5.1
14			<p>消化ガス発電設備の稼働実績（2025年度分の稼働日報等）をお教えください。</p>	<p>1時間毎の発電量の記載がある日報（紙ベース）の貸し出しは可能です。</p>	R8.5.1
15		仕様書4 (2) エ	<p>消化ガス発電の稼働を優先させるためのシミュレーションを作るには、消化ガス発電の30分毎の稼働状況が必要になります。</p> <p>当該30分毎の稼働状況データをご教示ください。（昼間は太陽光発電を優先して消費してよいのであれば不要です。）</p>	<p>貸し出しを希望される方は、環境政策課へ連絡願います。</p> <p>参考としてR7年度の稼働率は98.8%ですのでほぼ毎日5台フル稼働し250kW発電しています。（仕様書4(2)エに記載のとおり、既存発電設備の稼働を優先してください。）</p>	R8.5.1

新井郷川浄化センター太陽光発電設備導入（PPA）事業
 プロポーザルに対する質問への回答

令和8年5月 環境政策課

No.	資料の種類	該当箇所	質問	回答	回答日
16		仕様書4 (2) エ	消化ガス発電の発電停止のシーケンスをご教示ください。	通常時は、消化ガス発電機5台がすべて運転しています。現状では、消化ガス発電機は、商用電源からの受電量及び消化ガス発電機の発電量の合計が405kW以下となると、2台停止します。 詳細は完成図書を貸し出しますので確認してください。 貸し出しを希望される方は、環境政策課へ連絡願います。	R8.5.1
17		仕様書4 (2) エ	消化ガス発電は常時フル稼働していないという認識です。 消化ガス発電の台数制御の設定変更は可能でしょうか？	通常時は常時フル稼働しています。 設定変更は原則認められませんが、消化ガス発電の稼働を優先（ほぼ毎日5台フル稼働し250kWを発電）の前提のもと、逆潮流やその他条件を考慮して十分な検討を行ったうえで協議を行うことは可能です。	R8.5.1
18		仕様書3	不特定多数が立ち入らない場所ですので、太陽光発電設備を囲うフェンスは不要と認識しておりますが、太陽光発電設備をフェンスで囲う必要はございますか？	設置可能場所は、第三者が発電設備に近づくことが容易ではない場所であることから、囲う必要はありません。	R8.5.1
19			太陽光発電連系について既存設備への連系時にキュービクル改造が必要となりますが、既存管理会社との責任分界点はどのように考えればよいでしょうか。	基本的には提案による協議となります。	R8.5.8

新井郷川浄化センター太陽光発電設備導入（PPA）事業
 プロポーザルに対する質問への回答

令和8年5月 環境政策課

No.	資料の種類	該当箇所	質問	回答	回答日
20			中東情勢などの要因から太陽光発電設備施工に係る部材や製品の納期遅れにより工期延長が見込まれる場合は、協議のうえ工期延長対応は可能でしょうか。	設備の導入時期は令和8年度としています。 原則、工期の延長は認められませんが、契約後に当初想定し得なかった避け難い事故が生じた場合は、協議の上検討します。	R8.5.8
21			管理棟受電設備で既に設置されている逆電力継電器（RPR）と、地絡過電圧継電器（OVGR）の警報接点を太陽光発電設備に使用しても問題ないでしょうか。	空いている接点があれば使用可能です。	R8.5.8
22			本事業において使用するケーブルについて指定のものはありますでしょうか。	関連法規や技術基準によるほか、実施要領及び仕様書のとおりです。	R8.5.8
23			同施設において現在事業を行ううえで遠隔監視システムは、利用していますでしょうか。 利用しているようでしたら、どのようなシステムを利用していますでしょうか。 (メーカーやシステム名)	遠隔監視システムを利用しています。 メーカーやシステム名を把握したい場合は、環境政策課へ連絡願います。	R8.5.8